

社会福祉法人上里町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上里町社会福祉協議会役員等に対する報酬について、定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) その他会長が認めた者

(報酬額)

第3条 前条の規定に掲げる役員等の報酬は、無償とする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。